

Q 相続時精算課税：暦年贈与と相続税の関係について教えてください。

A 相続税の節税対策として、贈与により相続財産を減らす方法が採られます。

この場合、受贈者に贈与税が課せられます。

尚、贈与税の計算方法として二通りの計算方法があります。

1) 暦年計算

暦年(1月1日～12月31日)を基準としてj年間に受贈した財産について贈与税を計算します。この場合年間110万円までの贈与財産は非課税扱いになり贈与税は課せられません。ただし相続人に対する贈与は、相続開始前7年間(令和5年12月31日迄の贈与については3年間分)の贈与財産は相続時に相続財産に加算して相続税を計算します。この場合110万円迄の非課税となっていた贈与財産も相続財産に加算します。

		死亡
		← 7年間 →
被相続人の7年前の財産	非相続人に対する贈与⇒贈与税計算 (110万迄の非課税の贈与財産)	} 相続財産には加算 しなくてよい
	相続人に対する贈与⇒贈与税計算(A) (110万迄の非課税の贈与財産)	
	被相続人の死亡日における相続財産	

2) 相続時精算課税の計算

相続時精算課方法の場合は、60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫など推定相続人に対し財産を贈与した場合に、同一人(特定贈与者)より受ける贈与について累積2500万円に達する迄の金額については贈与税を非課税とし、2500万円を超える金額について暦年により20%の税率で贈与税を計算納付します。但し贈与者が死亡して相続が発生した場合には、相続時精算課税方式により贈与された財産は年110万円の基礎控除額を差し引き相続財産に加算して相続税額を計算し、相続時精算課税方式により計算した贈与税は相続税より控除します。尚、控除できなかった贈与税額は還付されます。

		← (相続時精算課税を適用) →
特定贈与者の精算課税前の財産	相続人以外に対する暦年贈与 (110万迄の非課税の贈与財産)	} 相続財産には加算 しなくてよい
	推定相続人に対する精算課税方式による贈与 (年110万円迄の基礎控除)	
	被相続人の死亡日における相続財産	} 相続税額計算(B) 納付相続税 = (B)-(A)